慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究四五二〕配当表記載の根抵当権者の配当額に相当する金銭が供託され、その後、当該根抵当権者に対し右配当表記載のとおりに配当がされる場合における、当該供託金の充当方法(平成二七年一〇月二七日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.8 (2016. 8) ,p.110- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究四五二〕

平二七1（民集六九巻七号一七六三頁）

配当表記載の根抵当権者の配当額に相当する金銭が供託され、その後、当該根抵当権者に対し右配当表記載のとおりに配当がされる場合における、当該供託金の充当方法

配当異議事件、最高裁判所平成二五年㈫第二四一五号、平成二七年一〇月二七日第三小法廷判決、上告棄却

〔事　実〕

Y（被告・控訴人・被上告人）は、平成一九年四月、X（原告・被控訴人・上告人）が所有する不動産について、被担保債権の範囲を金銭消費貸借取引等、極度額を七〇〇〇万円とする根抵当権（以下「前件根抵当権」という。）の設定を受け、登記を了した。YはXに対し、平成一九年五月から平成二一年一月にかけて、数次にわたり、五口合計金四五三七万円を貸し付けた。これらの貸付については、一部を除き利息および損害金の定めがされていた（以下、各貸付に係る債権を併せて「本件各貸金債権」という。）。Yは、平成二一年三月、本件各貸金債権を被担保債権として、前件根抵当権に基づき担保不動産競売を申し立て、その開始決定がされた（以下、この競売手続を「前件競売手続」という。）。

前件競売手続については、平成二二年二月四日に配当期日（以下「前件配当期日」という。）が実施され、配当表（以下「前件配当表」という。）には、Yの債権額が元金四五三七万円、利息七二万一〇五二円および損害金一一〇七万〇一五〇円、Yへの配当額が三七三九万二三六三円と記載されていた。Xおよび後順位根抵当権者は、前件配当期日において、Yへの配当額全額につき異議の申出をした上で、Yに対し配当異議の訴え（以下「前件配当異議訴訟」という。）を提起した。そのため、前件配当表に記載されたYへの配当額に相当する金銭が供託された（以下「本件供託金」という。）。前件配当異議訴訟において、Xらは本件各貸金債権や前件根抵当権の不存在を主張して争ったが奏功せず、Xらの請求を棄却する

判決が平成二三年一月一二日に確定した。本件供託金については、配当の実施としての支払委託がされ、Yは、平成二三年二月三日、本件供託金三七三九万二三六三円および供託利息の払渡しを受けた。

さらにYは、平成二一年七月三日、Xが所有する別の不動産について、債権の範囲を金銭消費貸借取引等、極度額を五〇〇〇万円とする根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）の設定を受け、登記を了した。Yは、平成二三年三月、本件各貸金債権の残債権を被担保債権として、本件根抵当権に基づき担保不動産競売を申し立て、その開始決定がされた（以下、この競売手続を「本件競売手続」という。）。本件競売手続については、平成二四年四月二七日に配当期日（以下「本件配当期日」という。）が実施され、配当表（以下「本件配当表」という。）には、Yの債権額は、Yが提出した債権計算書に基づき元金二七一七万八一一八円および遅延損害金六七五万九一八九円、Yへの配当額は三三九三万七三〇七円（現金九六万六八七四円、差引額三二九七万〇四三三円）と記載された。Xは、本件配当期日において、Yへの配当額につき異議の申出をした上で、配当異議の訴え（以下「本件配当異議訴訟」という。）を提起した。

本件配当異議訴訟においては、前件競売手続における配当としてYが受領した本件供託金が、いつの時点の被担保債権に法定充当されるかが争われた。Xは、本件供託金は、前件配当期日（平成二二年二月四日）時点の本件各貸金債権に充当されるが、その後に生じた遅延損害金には充当されないと主張した。すなわち、Xの主張によれば、本件各貸金債権の残元金の合計額は一九七六万八八三九円、同残元金に対する平成二三年二月四日（Yの主張する遅延損害金の起算日）から平成二四年四月二七日（本件配当期日）までの遅延損害金の合計額は四七五万七九二八円であるから、本件配当表に記載されたYの債権額およびYへの配当額は誤りであるとする。これに対しYは、本件供託金は、Yがその払渡しを受けた平成二三年二月三日時点の本件各貸金債権に充当されると主張した。すなわち、Yの主張によれば、本件各貸金債権の残元金の合計額は二九七六万九七九三円、同残元金に対する同月四日（本件供託金受領日の翌日）から平成二四年四月二七日までの遅延損害金の合計額は七四五万七〇三〇円となる（なお、本件配当表には、Yが違算により過少に記載した債権計算書に基づき、右の合計額より少ない額が記載されていた。）。

原原審は、本件供託金が法定充当されるのは供託時点の被担保債権であるとしたが、本件配当におけるYへの配当額についてはXの右主張を採用し、Xの請求を認容する判決をした（京都地判平成二五年三月七日金判一四八八号三四頁）。同判決に対しYが控訴し、原審は、Yの右主張を採用して原原審判決を取り消し、Xの請求を棄却する判決をした（大阪高判平成二五年八月二三日金判一四八八号三二頁）。原判決

に対しXが上告受理を申し立て、最高裁判所はこれを上告事件として受理した。

〔判　旨〕

上告棄却。

「担保不動産競売の手続における根抵当権者に対する配当は、根抵当権の優先弁済権を実現して被担保債権を満足させるものであるから、配当によって消滅するのは、配当の時点において実体法上存在する被担保債権であるというべきである。そして、担保不動産競売の手続における配当金が被担保債権の全てを消滅させるに足りない場合には、その配当金は法定充当がされるところ（最高裁昭和六二年㈲第八九三号同年一二月一八日第二小法廷判決・民集四一巻八号一五九二頁、最高裁平成六年㈲第二一二二号同九年一月二〇日第二小法廷判決・民集五一巻一号一頁参照）、配当表記載の根抵当権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたためにその配当額に相当する金銭が供託され、その後、当該根抵当権者が上記訴えに係る訴訟において勝訴したことにより、当該根抵当権者に対し上記配当表記載のとおりに配当がされる場合には、その配当の実施は、供託金の支払委託によって行われる（民事執行法一八八条、九二条一項、民事執行規則一七三条一項、六一条、供託規則三〇条一項）。そうすると、上記の場合には、当該供託金は、その支払委託がされた時点における被担保債権に法定充当がされるものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件供託金の支払委託がされた時点における本件各貸金債権に、本件供託金及び供託利息の法定充当がされた結果残存する本件各貸金債権の額は、本件配当表記載のYの債権額を下回らないものと認められるから、Xの本件請求には理由がないことになり、これを棄却した原審の判断は、結論において是認することができる。」

〔評　釈〕

判旨に賛成する。

一　本判決の意義

本判決は、担保不動産競売の手続において、根抵当権者への配当額について配当異議訴訟が提起され、その配当額に相当する金銭が供託された後、当該根抵当権者が右訴訟に勝訴し、配当表記載のとおりに配当がされる場合において、当該供託金は、その支払委託がされた時点の被担保債権に法定充当される旨を判示したものである。(1)

担保不動産競売における配当金の充当については、判旨が引用するように、一律に法定充当による旨の判例理論が形成されている。すなわち、最二小判昭和六二年一二月一

八日民集四一巻八号一五九二頁（以下「昭和六二年最判」という。）は、配当金が同一担保権者の有する数個の被担保債権のすべてを消滅させるに足りない場合、当該担保権者（根抵当権者）と債務者の間に弁済充当の指定に関する事前の特約が存在したとしても、配当金は法定充当の規定（民四八九条ないし四九一条）に従って充当される旨を判示した。また、最二小判平成九年一月二〇日民集五一巻一号一頁は、債務者複数の根抵当権（共用根抵当権）の事案において、配当金が被担保債権のすべてを消滅させるに足りない場合、配当金を各債務者に対する債権を担保するための部分に被担保債権額に応じて案分し、案分額を法定充当すべきである旨を判示した。本判決のうち、配当金が法定充当される旨の判示は、この判例理論を踏襲したものである。

他方で、これらの判例は、配当金がどの時点の被担保債権に充当されるかについては特に述べていない。これらの判例の事案では配当異議は述べられず、配当期日後直ちに配当金が交付されていたことから、この点を問題とする実益がなかったと見られる。これに対し本判決は、債務者および後順位根抵当権者による配当異議と配当異議訴訟によって、配当期日から支払委託による配当まで約一年を要した事案において、供託に係る配当金は、支払委託がされた時点の被担保債権に法定充当される旨を判示した。この問題に関し先行する議論は多くないが、本判決の理論上および実務上の意義は大きいと思われる。

以下では、配当異議訴訟の提起による配当金の供託とその払渡しまでの手続を概観した上で（後記二）、右供託に係る配当金がいつの時点の被担保債権に充当されるのかを検討し（後記三）、本判決の当否を論じる（後記四）。なお、法定充当による旨の前記判例理論に対しては、反対説も依然として有力に主張されているが[2]、本件では複数の被担保債権間の充当順序や、費用、利息、元本の充当順序が法定充当によることについてXY間に争いはないことから、本評釈ではこれ以上立ち入らないことにする[3]。

二　配当異議訴訟の提起による配当金の供託とその払渡し

1　配当異議訴訟の提起による供託

執行裁判所は、配当期日に配当表を作成する（民執一八八条（以下では同条の引用を省略する）・八五条一項）。配当表に記載された各債権者の債権または配当額について不服のある債権者や債務者は、配当期日において異議の申出をすることができ（民執八九条一項）、執行裁判所は異議

の申出がなかった部分についてのみ配当を実施する（同条二項）。異議の申出をした者は、配当期日から一週間以内に配当異議の訴え等の提起を執行裁判所に証明することを要し（民執九〇条一項・六項）[4]、この証明があった場合、異議に係る配当額は供託される（民執九一条一項七号）。民事執行法九一条一項に基づく供託は「配当留保供託」（または「配当等留保供託」）[5]と呼ばれるが、後述のとおり、配当の実施として支払委託による払渡しが予定されているため、弁済供託（民四九四条）とは異なる性質を有する「執行供託」の一種とされている[6]。

2　配当異議訴訟終結後の手続

配当異議訴訟の提起による配当留保供託においては、当該訴訟が判決の確定等により完結したことが、供託事由の消滅原因（民執九二条一項）に該当する[7]。ただし、執行裁判所は供託事由の消滅を職権で調査する義務を負わないと解されており[8]、実務上は、債権者または債務者が、供託事由の消滅を証明する文書を添付して執行裁判所に配当等の実施を上申することによって[9]、配当等の手続が開始することになる[10]。

配当留保供託に係る供託金の配当は、最終的には支払委託によって行われるが（民執規一七三条一項（以下では同条の引用を省略する）・六一条）、それに至るまでの手続は配当異議訴訟の結果によって異なり、《α》当初の配当期日に作成された配当表に基づいて、直ちに支払委託の手続により配当等を実施する場合と、《β》配当異議訴訟の判決等によって変更され、または新たに調製された配当表に基づいて、支払委託の手続により配当等を実施する場合に分けることができる[11]。「追加配当」の語は、《α》《β》両方を意味する用法もあるが[12]、両者を区別する場合には、《α》を「配当等の事後的実施」、《β》を「追加配当」と呼んでいる[13]。《β》はさらに、《β1》新たな配当期日を経ずに支払委託がされる場合[14]と、《β2》新たな配当期日（追加配当期日）を経て支払委託がされる場合に分けることができる[15]。

各類型に該当する代表的事例として、《α》では本件のように、配当異議訴訟において被告とされた債権者の勝訴判決が確定した場合がある。また、《β1》では、債権者相互間の配当異議訴訟が一件のみ提起され、係争配当額につき配当表を変更する旨の請求認容判決が確定した場合がある[16]。さらに、《β2》では、債務者が提起した配当異議訴訟において債務者の勝訴判決[17]が確定した場合（民執九二条二項）がある[18]。

3　支払委託による供託金の払渡し

執行裁判所は、供託所に対しては供託書正本を添付した支払委託書を送付し、供託金の払渡しを受けるべき者に対しては支払に係る配当額の証明書[19]を交付しなければならない（供託規三〇条一項）[20]。債権者は、この証明書を添付して供託金の払渡請求をすることにより（供託規二二条・三〇条二項）、供託金を受領することができる（供託規二八条）。

三　配当留保供託を経て支払われた配当金はいつの時点の被担保債権に充当されるのか

1　議論の状況

本件では、本件供託金が充当される被担保債権について、①Xの主張は、前件配当期日時点のものとする見解、②原審判決は、本件供託金が供託された時点のものとする見解、③Yの主張および原審判決は、Yが本件供託金を受領した時点のものとする見解をそれぞれ採ったのに対し、④判旨は、本件供託金につき支払委託がされた時点のものとした（以下、①の見解を「配当期日説」、②の見解を「供託時説」、③の見解を「供託金受領時説」、④の見解を「支払委託時説」と呼ぶこととする。）。

《α》類型の事案におけるこの問題について、本判決に先行する判例・裁判例や論稿は、管見の限りでは見当たらない。昭和六二年最判の調査官解説は、「配当手続における法定充当の効力発生時期については、配当表作成時、配当表確定時、配当金の交付時（弁済供託時も含む。）等が考えられるが、弁済は債務の内容たる給付の実現であることを考えると、その実現に至る行為が完了したと目される配当金の交付時（弁済供託時も含む。）と解するのが妥当であろう。[21]」と述べているが、この記述は、昭和六二年最判の事案のように、配当異議が述べられず配当期日後直ちに配当金が交付された事案を前提にしたものと見られる。

他方で、本件とは異なる《β2》類型の事案については、追加配当をする場合の附帯債権（利息および損害金）の計算期間の終期として議論がされている。〈a〉当初の配当期日を終期とする見解は、①追加配当は当初の配当の際に存した債権につき配当を行うものであって、供託金額も当初の配当期日時点の債権額をもって決められていること、②当初の配当期日から追加配当期日までの間の附帯債権への充当を認めると、当初の配当期日時点における配当額の充当関係を精査した上で配当額を決しなければならず、実務上困難を生ずること、および、③債務者が配当異議訴訟

を提起し、被告である債権者がこれを長く争えば争うほど、債務者が勝訴しても、供託金の大部分は他の債権者の追加配当までの附帯債権に充当されるという不合理な結果となることを理由とする。[22] これに対し、〈b〉追加配当期日を終期とする見解は、①追加配当は配当異議訴訟の結果に基づく配当の変更であり、先の配当手続の続行ではなく新たな配当手続であること、②附帯債権は債権者に配当が現実に交付されるまで請求可能であること、および、③債権計算書には配当期日までの附帯債権の記載を要すること（民執規六〇条）を理由とする。[23]

右の〈a〉〈b〉説間の議論は、事案の異なる《α》類型には直ちに妥当しない内容も含んでいる。例えば、配当異議訴訟を提起した債務者が敗訴し、当初の配当表の記載どおりに配当がされる場合には、〈a〉②および③の状況は生じないため、これらを配当期日説の理由付けに用いることはできない。また、当初の配当期日以外に配当期日は実施されないため、〈b〉③を支払委託時説や供託金受領時説の理由付けに用いることはできない。とはいえ、右の議論は、《α》類型にも示唆を提供している。すなわち、配当の効力に関しては、被担保債権の満足に係る実体法上の効力だけでなく、手続法である民事執行法上の性質からも検討する必要がある。[24] 加えて、配当異議訴訟が提起された場合、同訴訟の終結まで、同訴訟終結後に供託金につき支払委託がされるまで、および債権者が当該供託金を受領するまでにそれぞれ日数を要し、これらを合算すると月ないし年単位の時間となり得ることから、配当がいつの時点の被担保債権に充当されるかによる関係者への影響を具体的に検討すべきものと思われる。

以下では、《α》類型の事案で支払委託により実施される配当について、①実体法上の効力、②民事執行法上の性質、③関係者の利害状況の各観点から検討を加え、いつの時点の被担保債権に充当されるべきかを明らかにする。

2　実体法上の効力との関係

強制執行手続や担保権実行手続における配当の法的性質については、[25] 執行債権や被担保債権につき、債権の内容である給付がされることによって債権の全部または一部を消滅させるという要素に着目し、[26] 弁済の概念に含まれ、[27] または弁済に準じて扱われることについて、[28] おおむね異論は見られない。

民法は、弁済の充当について、弁済者による充当の指定は給付の時に（民四八八条一項）、弁済者による指定がない場合における弁済受領者による充当の指定は受領の時に

行うことができ（同条二項）、これらの指定がない場合は法定充当による（民四八九条）と定めている。これらの規定は、いつの時点の債務に充当がされるかについては明記していないが、充当の効力が生じる時点、すなわち債務の内容である給付を債権者が受領し、債務消滅の効果が生じる時点の債務に充当されることを、暗黙の前提にしていると見られる。

配当手続に関連して行われる供託のうち、債権者不出頭供託（民執三一条二項）は弁済供託としての性質を有すると解されており[29]、債務消滅の効果は執行裁判所が配当金を供託した時点で生じる（民四九四条）[30]。すなわち、債権者が供託金還付請求権を行使し供託金を受領するか否かにかかわらず、供託された配当の額に相当する債権は消滅することになる。

一方、配当留保供託の法的性質は、前記二1のとおり、弁済供託とは性質が異なる執行供託と解されているが、債務消滅の効果が生じる時点について明文規定はなく、従前の議論も見当たらない。そこで、債権者不出頭供託と比較すると、配当留保供託では、供託がされた時点では債権者は供託金の還付請求をすることができず、支払委託がされた時点から可能になる点が異なっている。換言すると、供託金につき債権者が有する権利は、支払委託がされた後においては、債権者不出頭供託とほとんど違いはない[31]。そうであるとすれば、配当留保供託において、配当による債務消滅の効果は支払委託の時点で生じると解され、充当の対象も支払委託時点の被担保債権と解するのが論理的な帰結と思われる。

仮に、債権者が供託金還付請求権を行使し供託金を受領した時点で債務消滅の効果が生じると解した場合、配当手続終了による被担保債権消滅の時期を債権者が恣意的に左右し得ることや、支払委託後供託金が受領されるまでの間の被担保債権の変動や、供託金還付請求権の時効消滅による法律関係の錯綜を生じさせるおそれがあることから[32]、適切ではないと考えられる。

3　民事執行法上の性質との関係

《α》類型の事案では、配当異議訴訟終結後、当初の配当表が変更されることなく供託に係る配当金が支払われるため、その性質は当初の配当期日に行われるべきであった配当の事後的実施ということができる。加えて、この配当の基になる配当表に記載されている債権の元本および附帯債権額（民執八五条一項・六項）が配当期日時点のものであることも（民執規六〇条参照）[33]、配当期日説の根拠とな

り得るようにも考えられる。

しかしながら、配当手続や配当異議訴訟は、債権者と債務者間の充当に関する審理や公権的判断が可能な制度とはなっていない[34]。すなわち、配当表における債権の元本および附帯債権額の記載は、売却代金を債権者間で分配する基準にするためのものであり[35]、配当を受領する債権者と債務者の間で行われる充当を規律するためのものではない[36]。また、配当異議訴訟の法的性質について、現在の通説である形成訴訟説[37]を前提とすれば、請求棄却の確定判決は、形成原因の基準時における不存在につき既判力を有することになる。ここでの形成原因は、配当表に記載された被告の債権に対する配当と、法的に正当な配当状態との不一致[38]であり、その不存在が確定したとしても、配当異議訴訟の当事者間での配当額の分配を確定するにすぎず、分配後の充当を確定するものではない。

したがって、配当表における元本額や附帯債権額の記載は、配当金の充当を確定する効力を有するものではなく[39]、配当期日説以外の見解を採ることを妨げるものではないと解される。

4　関係者の利害状況

ここでは、《α》類型に属する事案の中でも、本件のように、供託に係る配当額が既発生の附帯債権の額を超えるが残元本全額を満足させるには足りない場合において、配当異議訴訟を提起した原告が敗訴した事案を前提に検討する[40]。

配当期日説を採った場合、供託金は配当期日までの附帯債権に充当された後、元本に充当される。よって、充当後の残元本と、これに対する配当期日の翌日以降[41]の附帯債権が残債務になるものと見られる[42]。これに対し、支払委託時説を採った場合、供託金は支払委託時までの附帯債権に充当された後、元本に充当される。この元本充当額は、配当期日から支払委託時までの附帯債権の分、配当期日説を採った場合よりも少なくなるため、残元本額と支払委託の翌日以降の附帯債権額は、配当期日説を採った場合よりも多額になる。さらに、配当異議訴訟終結までの期間や、同訴訟終結から支払委託までの期間が長くなればなるほど、配当後の残債務額は増加することになる。

他方で、債務消滅の効果が供託金受領時に生じることを前提に供託金受領時説を採った場合は、充当対象は支払委託時よりさらに後の時点の債務となるため、配当後の残債務は支払委託時説を採った場合よりも多額になる。また、債務消滅の効果が供託時に生じることを前提に供託時説を

採った場合、遅くとも同時点以降の附帯債権は発生しないため[43]、配当後の残債務は支払委託時説よりも少額になる。

5　総括

前記2のとおり、配当留保供託による債務消滅の効果が発生する時点は支払委託時と解されることから、これと異なる前提に立つと見られる供託時説や供託金受領時説の採用は困難である。他方で、配当期日説のように、債務消滅の効果発生時とは異なる時点の被担保債権に充当されると解するには、配当の実体法上の効力から充当対象を導く論理的明快性を凌駕する実質的妥当性を要すると思われる。

このような視座に立ち検討すると、配当期日説は、配当異議訴訟やその後の手続に要した時間経過による残債務額の増加を避けられる点が、支払委託時説よりも債務者にとって有利なように見える。しかしながら、競売手続は、買受申出人がいつ現れ代金納付がされるかについて、そもそも不確実性を内包するものであるし、配当異議訴訟による時間の経過も、配当に利害関係を有する者に対し法律上保障された不服申立手続によるものであり、債務者としては、担保権実行手続に内在する時間経過による不利益として甘受すべきものと思われる[44]。

これに対し、配当異議訴訟終結後、債権者が供託原因消滅および配当実施の上申を遅延することによって生じた附帯債権額等の増加は、執行手続に内在する時間経過によるものとはいえない。仮に配当期日説を採れば、この場合にも附帯債権額等の増加を避けることは可能になるが、通常であれば早期の配当実施を望む債権者が手続を遅延させるという例外的な事案に対処するために、弁済充当に関する一般原則からあえて逸脱することは、本末転倒のように思われる[45]。債権者が供託原因消滅等の上申を不当に遅延した事案については、配当がどの時点の被担保債権に充当されるかとは別の理論構成により、個別的に債務者を救済すべきものと思われる[46]。

なお、債権者が供託金還付請求権の行使を遅延した場合については、前記2のとおり、支払委託の時点で配当額に相当する被担保債権が消滅すると解すれば、附帯債権も同時点以降発生しないため[47]、供託金還付請求の行使時期は残債務の多寡に影響を及ぼさない。よって、あえて供託金受領時説を採る必要性も認められない。

以上の理由により、私見は支払委託時説を採るべきものと解する。

四　本判決の当否等

1　本判決の当否

判旨は私見と同様の結論を採るが、その理由は一見すると明らかではない。しかしながら、判旨は冒頭で、「担保不動産競売の手続における根抵当権者に対する配当は、根抵当権の優先弁済権を実現して被担保債権を満足させるものであるから、配当によって消滅するのは、配当の時点において実体法上存在する被担保債権であるというべきである。」と述べており、配当による被担保債権消滅の効果が発生する時期から結論を導いていることが看取できる。[48] よって、私見は判旨の結論および理由に賛成する。

2　本判決の射程

判旨は、配当留保供託に係る供託金について、「その支払委託がされた時点における被担保債権に法定充当がされるものと解する」のは、配当異議訴訟の被告である債権者が勝訴し、当初の配当表の記載のとおりに配当がされる場合と述べており、配当異議訴訟が誰によって提起されたかは特に限定していない。加えて、配当の実体法上の効力や、配当留保供託から配当異議訴訟を経て支払委託に至るまでの手続、および関係者の利害状況について、担保権実行手続と強制執行手続の間で基本的に相違は見られない（民執一八八条および民執規一七三条一項は、不動産執行の規定を担保不動産競売に包括的に準用する。）ことから、本判決の射程は、担保不動産競売手続だけでなく強制執行手続も含め、[49] 配当異議訴訟の結果、当初の配当表どおりに配当が実施される《α》類型の事案すべてに及ぶと考えられる。

これに対し、当初の配当表を変更または取消した上で配当が実施される《β》類型の事案には、本判決の射程は及ばないと解される。配当の実体法上の効力に照らせば、当初の配当表の変更や、追加配当期日における新たな配当表の調製を経る《β》類型の事案においても、前記三2で述べた理により、供託に係る配当金は支払委託時の被担保債権に充当されると解するのが論理的である。ただし、追加配当の民事執行法上の性質や関係者の利害状況については、前記三1のとおり議論があることから、《β》類型の事案に即した検討がさらに必要であると思われる。

（1）　本判決の評釈として、柳沢雄二「判批」平成二七年度重判解一二七頁（二〇一六年）、黒田直行「判批」ＪＡ金融法務五四六号五四頁（二〇一六年）がある。

（2）　合意充当および指定充当を認める見解として、石川明「判批」金法一一九四号一〇頁（一九八八年）、沖野眞已

「判批」法協一〇六号六巻二〇六頁（一九八九年）。中野貞一郎「判批」民商九九巻三号一三二頁（一九八八年）および同「判批」手研四二四号九頁（一九八九年）は、配当における競合債権者間の分配は法定充当によるべきとするが、債権者・債務者間で事前の合意に従い改めて充当することを認める。昭和六二年最判の射程を限定的に解するものとして、秦光昭「判批」金法一一九一号五頁（一九八八年）、近藤基「配当と弁済充当・不当利得」小林明彦＝道垣内弘人『実務に効く　担保・債権管理判例精選（ジュリ増刊）』九五頁（有斐閣、二〇一五年）。

（3）　現在国会に提出されている民法（債権関係）改正法案も、強制執行や担保権実行による配当金の充当について明文規定を設けず解釈に委ねており、判例理論は改正後も妥当すると解されている（潮見佳男『民法（債権改正）改正法案の概要』一六四頁（きんざい、二〇一五年））。

（4）　異議の申出をしたのが債務者で、かつ執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し異議の申出をした場合、当該債務者は請求異議の訴えを提起しなければならず（民執九〇条五項）、配当額が供託されるには、配当期日から一週間以内に、請求異議の訴えの提起の証明に加え執行停止の裁判の正本の提出も必要とする（民執九〇条六項・九一条一項三号）。

（5）　「配当等留保供託」は、法務省民事局長通達（「民事執行法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」昭和五五年九月六日民四第五三三三号民事局長通達第二・一1（一）（清水湛＝佐藤修市『民事執行法と登記・供託実務』二〇五頁（金融財政事情研究会、一九八〇年）、曹時三三巻一号二九六頁（一九八一年）所収）における呼称である。

（6）　中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』五七一頁（青林書院、二〇一六年）、立花宣男『執行供託の理論と実務』二七頁（きんざい、全訂版、二〇一二年）、山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール民事執行法』二七六頁〔藤本利一〕（日本評論社、二〇一四年）。

（7）　鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法（三）』四三一頁〔中野貞一郎〕（第一法規出版、一九八四年）。

（8）　香川保一監修『注釈民事執行法（四）』三八四頁〔近藤崇晴〕（金融財政事情研究会、一九八三年）、山本ほか・前掲注（6）二八〇頁〔藤本〕。

（9）　鈴木＝三ヶ月・前掲注（7）四三七頁〔中野〕、香川・前掲注（8）三八四頁〔近藤〕。

（10）　伊藤善博ほか『不動産執行における配当に関する研究（裁判所書記官研修所実務研究報告書第二一巻一号）』八八頁（法曹会、一九八五年）は、債権者の請求（上申）があった場合、執行裁判所は、配当が留保されていた部分につき、配当異議訴訟の判決の趣旨に従い配当等を実施する旨の命令（配当等実施命令）をすべきとする（東京地裁配

当等手続研究会『不動産配当の諸問題』三三一頁〔山北学〕（判例タイムズ社、一九九〇年）も同旨か。）。これは、執行裁判所の内部的命令と見られる。

(11) 《α》《β1》《β2》の三分類は、中野＝下村・前掲注(6)五六〇頁での分類によった。

(12) 香川・前掲注(8)三七六頁〔近藤〕は、民執九二条一項による配当等の実施を「追加配当等」と総称する。

(13) 鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四三二頁〔中野〕。

(14) ただし、同判決確定後の配当の実施方法については、執行裁判所は直ちに支払委託をすれば足りるとする見解（伊藤ほか・前掲注(10)八八頁）と、執行裁判所は支払委託に先立ち配当異議訴訟の判決に従い配当表を更正することを要するとする見解（中野＝下村・前掲注(6)五六〇頁。鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四一五頁、四一九頁注(74)〔中野〕）に分かれている。

(15) 伊藤ほか・前掲注(10)八七頁は、「追加配当」は通常《β》の場合を指すが、全債権者を対象にして配当表の変更をした上で配当を行うこと（この事案は《β2》に属する）のみを指すこともあるとする（そのような用法として、東京地裁配当等手続研究会・前掲注(10)三三五頁〔山北〕）。

(16) 香川・前掲注(8)三四一頁〔近藤〕は、本文の事例以外にも、複数の配当異議訴訟の原告がすべて債権者であり、かつ共通の当事者がいない事案を例示する。

(17) この場合、配当異議訴訟の受訴裁判所は、判決理由中で異議を認容する限度を明らかにした上で、判決主文においては配当表を取り消すにとどめ、新たな配当表の調製を執行裁判所に委ねることになる（田中康久『新民事執行法の解説』二三五頁（増補改訂版、一九八〇年）、香川・前掲注(8)三四一頁〔近藤〕）。

(18) 鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四一六頁〔中野〕は、本文の事例以外にも、同じ債権者への配当額につき異別の債権者がそれぞれ配当異議訴訟を提起した事案等を例示する。

(19) 実務上、「支払証明書」（立花・前掲注(6)二七頁）または「配当額の証明書」（立花宣男監修『実務解説　供託の知識一六七問』三八五頁（日本加除出版、二〇〇六年）と呼ばれる。

(20) 民執規則六一条は、支払委託の「手続」は裁判所書記官が行うと規定するが、配当等の実施の主体が執行裁判所であることを変更する趣旨ではない（最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事執行規則』三一六頁（司法協会、第三版、二〇〇七年））。

(21) 河野信夫「判解」昭和六二年度最判解説民事篇七三四頁（一九九〇年）。

(22) 伊藤ほか・前掲注(10)九五頁。同旨、東京地裁配当等手続研究会・前掲注(10)三三七頁〔山北〕、東京地裁民事執行実務研究会『改訂　不動産執行の理論と実務（下）』

六六六頁（法曹会、一九九九年）。

(23) 裁判所書記官研修所民事教官室「昭和五六年度民事執行法（配当）研究会研究報告書」書研所報三三号二二四頁（一九八二年）。なお、債権計算書（民執規六〇条）の提出の要否については見解が分かれている（必要説として、鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四三五頁注(9)〔中野〕、伊藤ほか・前掲注(10)九五頁、東京地裁民事執行実務研究会・前掲注(22)六六六頁、深沢利一『民事執行の実務　上』七二七頁（新日本法規出版、六訂版、二〇〇二年）。不要説として、中野＝下村・前掲注(6)五六一頁。

(24) 中野＝下村・前掲注(6)三七頁は、「執行により債務者が手続上得た給付利益をそのまま終局的に保持できるかどうかは、必ずしもその実体的正当性（債権の存否等）だけを規準として決まるのではなく、手続上の要請をも考慮して判断されなければならない」とする。

(25) 法的性質に関する問題提起として、中野貞一郎「担保執行の基礎」『特別法から見た民法（民商法雑誌創刊五十周年記念論集Ⅱ）』二一三頁注3（一九八六年）、同「判批」前掲注(2)民商一二七頁、同「判批」前掲注(2)手研六頁。

(26) 弁済の法的性質については、給付者の弁済意思やその意思表示を要しないとする準法律行為説が古くから支配的である。我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』二一六頁（岩波書店、一九六四年）、磯村哲編『注釈民法（一二）債権(3)』四七頁〔奥田昌道〕（一九七〇年）。

(27) 星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）』二三四頁（良書普及会、補訂版、一九九二年）、平井宜雄『債権総論』一六三頁（弘文堂、第二版、一九九四年）、中田裕康『債権総論』二九一頁（岩波書店、第三版、二〇一三年）。

(28) 配当は弁済の概念に含まれないが、解釈または民事執行法によりこれに準じて取り扱われ、または効果において同視されるとする見解として、奥田昌道『債権総論』四八八頁（悠々社、増補版、一九九二年）、前田達明『口述債権総論』四四〇頁（成文堂、第三版、一九九三年）、林良平ほか編（安永正昭補訂）『債権総論』二二八頁〔石田喜久夫〕（青林書院、第三版、一九九六年）、中野・前掲注(2)手研六頁。

(29) 香川・前掲注(8)三七一頁、鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四一二頁〔中野〕、中野＝下村・前掲注(6)五七二頁注20。

(30) 通説は、弁済供託の法的性質を、供託者と供託書との間に締結される債権者のためにする寄託契約と解するが（最大判昭和四五年七月一五日民集二四巻七号七七一頁も同旨）、通常の第三者のためにする契約とは異なり、受益の意思表示を要せず、債権者（被供託者）は供託物の還付請求権を法律上当然に取得する。債務消滅の効果は、供託

者による供託物の取戻しを解除条件として生じることになる（我妻・前掲注(26)三〇七頁、磯村・前掲注(26)二八七頁、二九七頁〔甲斐道太郎〕（有斐閣、一九七〇年）、遠藤浩編『基本法コンメンタール債権総論』二〇三頁〔浦野雄幸〕（日本評論社、第四版、二〇〇五年））。

(31) 執行供託においては、弁済者による供託物の取戻し（民四九六条一項）は観念できないため、債務消滅の効果は弁済供託以上に確実とも言い得る。

(32) 本判決掲載記事の匿名コメント・金判一四八八号三〇頁（二〇一六年）。

(33) 最高裁事務総局民事局・前掲注(20)三一三頁。なお、旧法では、どの時点までの利息・損害金を計上すべきか争いがあった（詳細につき、鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)三六八頁注31〔中野〕）。

(34) 野山宏「判解」平成九年度最判解説民事篇（上）一一二頁（一九九七年）。小池晴彦「配当手続における同一担保権者の複数の債権と弁済充当」中野哲弘編『現代裁判法大系（四）〔担保・保証〕』一三七頁（新日本法規出版、一九九八年）は、最判平成八年三月二八日民集五〇巻四号一一七二頁における、「執行裁判所による配当表の作成及びこれに基づく配当の実施の手続においても、右の届出に係る債権の存否及びその額の確定のための手続は予定されておらず」との判示をその根拠として引用する。

(35) 田中・前掲注(17)二二九頁。

(36) 沖野・前掲注(2)二〇四頁。

(37) 田中・前掲注(17)二三六頁、香川・前掲注(8)三三五頁〔近藤〕、中野＝下村・前掲注(6)五五四頁。

(38) 鈴木＝三ヶ月・前掲注(7)四一二頁〔中野〕、中野＝下村・前掲注(6)五五五頁。

(39) 匿名コメント・前掲注(32)三〇頁。なお、附帯債権の終期が配当期日とされている趣旨について、書研・前掲注(23)二二四頁は、元本債権と同時に満足を与える基本的な発想に基づくものとする。

(40) 《α》の類型に属する事案でも、充当対象となる被担保債権の時点の違いが、充当後の残債務の多寡に影響を及ぼさないものもある。例えば、配当期日時点において、配当金全額が、配当期日より前の日までの既発生利息・損害金に充当され、元本充当額がゼロの事案や、供託金受領時を基準としても利息・損害金および元本の全額を満足可能な事案がこれに該当する。

(41) ただし本件では、Xが主張する充当後の損害金は、起算点を配当期日ではなく、Yが主張する起算点に合わせ、供託金払渡（受領）日の翌日としている（本判決理由1(4)エ参照）。

(42) 《β2》の類型に属する事案に関する議論も、追加配当をする場合の利息・損害金の計算期間の終期として論じ

られており（前記三1）、弁済の効力発生時期とは区別しているものと思われる。

(43) 本件原原審判決は供託時説を採りつつ、「配当金については、これを債権者が当該配当期日以後に生じた附帯債権の弁済に充当することが認められていると解することはできない。」と判示するが、その論拠は必ずしも判然としない。

(44) 柳沢・前掲注(1)一二八頁は、本件においてYはXらの配当異議の申出によって配当の受領を待たされたことに鑑みれば、Yには前件配当期日から支払委託までの間に生じた遅延損害金については本件供託金からの充当を認めたほうが、公平の見地から妥当であるとする。配当異議訴訟の原告のうち、債務者であるXとの関係については、このような評価が可能であろう。

(45) 仮に、配当異議訴訟終結の時点の被担保債権に充当されるとの見解を採れば、債務者にとっては、債権者の供託原因消滅等の上申の遅延による影響を受けない点が有利ともいえる。しかし、執行裁判所への供託原因消滅等の上申を債務者自身が行うことも可能であることにも照らせば、債務消滅の効果発生時期とあえて異なる時点を採る必要性はないものと思われる（この点は、慶應義塾大学民事訴訟法研究会の席上で、山本和彦教授から頂いた示唆に基づく。）。

(46) 例えば、大阪高判昭和五四年一月三〇日判タ三八三号一二〇頁は、債権者が供託原因消滅から一年近く経過した後に供託原因消滅の上申をした事案において、「配当金を受領する手続をとるために必要とする相当期間」が経過した後は、債権者は利息や遅延損害金を請求できない旨を判示した（この理論構成について、同判決の評釈である小川英明「判批」判タ四一一号（昭和五四年度主要民事判例解説）二九〇頁（一九八〇年）は、民法四九三条・四九二条の類推適用の可能性を述べる。）。また、大阪高判昭和五五年五月二八日判タ四二六号一二〇頁は、「配当表を作成して配当期日を指定し同期日において配当表を呈示したときには、債務者において異議がない限り、裁判所が第三者として弁済の提供をなした場合に準じた効力を有する」として、債務者において不当な異議を申立てるなど特段の事情がない限り、以後債務者は履行遅滞の責を負わない旨を判示した（これら二件の裁判例については、Yが原審における追加主張で言及している）。

(47) 磯村・前掲注(26)五〇四頁〔甲斐〕。

(48) 匿名コメント・前掲注(32)三〇頁。

(49) 昭和六二年最判の射程も、強制執行手続に及ぶと解されている（河野・前掲注(21)七三四頁など）。

【付記】脱稿後、本判決の評釈として、杉本和士「判批」法教四三〇号一四七頁（二〇一六年）、匿名コメント・判時二二九四号五七頁（二〇一六年）に接した。

工藤　敏隆